

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 タカシマヤセゾンカード特約

第1条（適用）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社高島屋（以下「タカシマヤ」という）と提携して発行するタカシマヤセゾンカード（以下「本カード」という）の会員（以下「本会員」という）については、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」及び「提携企業の個人情報の取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条（個人情報の共同利用）

タカシマヤは、タカシマヤと個人情報の提供に関する契約を締結した本特約末尾に記載する提携会社（以下「共同利用会社」という）と、「提携企業の個人情報の取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」第2条記載の〔収集・利用する個人情報〕を以下の利用目的で共同して利用します。なお、共同利用会社の個人情報の管理について責任を有する企業は、タカシマヤです。

〔利用目的〕

○商品・サービスの開発又は営業情報・商品情報等の各種ご案内もしくは販売商品等に関するご案内・ご連絡

第3条（特約の変更）

本特約は当社及びタカシマヤ所定の手続きにより変更する場合があります。

〔共同利用会社〕

第2条の共同利用会社は以下のとおりです。

<高島屋グループ>

株式会社 高島屋

〒542-8510 大阪府大阪市中央区難波5-1-5

株式会社 高崎高島屋

〒370-8565 群馬県高崎市旭町45

株式会社 岡山高島屋

〒700-8520 岡山県岡山市北区本町6-40

株式会社 米子高島屋

〒683-0812 鳥取県米子市角盤町1-30

株式会社 ジェイアール東海高島屋

〒450-6001 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4

株式会社 伊予鉄高島屋

〒790-8587 愛媛県松山市湊町5-1-1

高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

株式会社グッドリブ

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

株式会社イー・ティ・イー

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

株式会社高島屋友の会

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

株式会社センチュリーアンドカンパニー

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

株式会社アール・ティー・コーポレーション

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

高島屋スペースクリエイツ株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-10 高島屋グループ本社ビル

東神開発株式会社

〒158-8502 東京都世田谷区玉川3-17-1

株式会社高島屋ファシリティーズ

〒158-8502 東京都世田谷区玉川3-17-1

株式会社セレクトスクエア

〒135-0052 東京都江東区潮見2-8-10

※なお、その他共同利用会社につきましては、高島屋のホームページ、パンフレット等でご案内および公表させていただきます。

タカシマヤセゾンカード特約

第1条（カード名称等）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）と株式会社高島屋（以下「タカシマヤ」という）が提携して発行し、当社が運営するクレジットカード機能とタカシマヤが運営するポイントプログラムの機能を兼ね揃えるカードをタカシマヤセゾンカード（以下「本カード」という）と称します。本カードのうち、クレジットカード部分の契約当事者は当社とし、ポイントプログラムに関する部分の契約当事者はタカシマヤとします。

第2条（カードの発行）

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条（弁済金等の支払方法等）

本カードについては、セゾンカード規約第7条（3）①支払方法の変更（分割払い）を利用した場合は、以下の表が適用されません。

<分割払いのお支払いについて>

（例）現金価格 50,000円、10回払いの場合

- 分割払手数料 50,000円 × (5.0円/100円) = 2,500円
- 支払総額 50,000円 + 2,500円 = 52,500円
- 各お支払日の分割支払金 52,500円 ÷ 10回 = 5,250円

支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間（カ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率（%）	9.0	10.0	10.3	10.8	10.9	11.1	11.1	11.2	11.2
現金価格100円当たり の手数料の額（円）	1.5	2.5	3.0	5.0	6.0	7.5	9.0	10.0	12.0

第4条（早期完済の場合の特約）

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払され、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いされた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第5条（カード規約）

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。

両規定が齟齬する場合は、本特約を優先いたします。

第6条（有効期限に関する特約）

本特約第1条に定めるタカシマヤと当社との提携関係が終了しても、有効期限内は本カードの機能等は有効とします。

第7条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。